

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾部市長 山崎善也

市町村名 (市町村コード)	綾部市 (26203)	
地域名 (地域内農業集落名)	中上林地区 (一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、七野瀬、市志)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農地が狭小で、農道・農道橋も狭く、老朽化しているため大型機械が使用できない。
・小規模で高齢の農業者が多く、機械の故障を機にリタイア志向の方が多い。一方、核となる農業者は存在するが、主作物である水稻の収益性が低下しているため規模拡大が必要だが、現状では経営規模の維持が精一杯で、リタイアする人の農地を受け入れる余裕はない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・個人で管理できなくなった農地は営農組織で守り、耕作放棄地の増加を防ぐ。
・普及センターの技術指導により、水稻の生産性向上を図り、JA出荷を基本とするも、直接販売で高収益を目指す。
・地域特性(昼夜の寒暖差が大きい)を活かした特色あるコメづくり(特別栽培米、有機栽培、京都府オリジナル新品種)の低コスト化を図る。
・産地交付金の交付対象品目(小豆、黒大豆、万願寺甘とう等)、加工原料用野菜栽培の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	252.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	252.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・現状、耕作されている農地や周辺農地・ほ場条件の良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、規模拡大を目指す農業者へ集積を図る。 ・耕作以外の作業(除草作業や水管理、獣害防護柵の設置・管理)を集落や営農組織で行うなど、担い手が耕作しやすい体制づくりを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸借は農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約を段階的に図る。将来的には、担い手の効率的な営農につながるよう経営農地の集約化をめざす。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手への農地集積に必要な農作業の効率化を図るため、補助事業等を活用し、区画拡大や農道・水路の改修を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・他府県等からの移住者を積極的に受け入れ、農業の魅力を理解していただき、新規就農者の獲得につなげる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業者の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--